

放課後等デイサービス事業所 各位

多摩市健康福祉部長 小野澤 史

**令和元年度特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス
支援等事業に関する補助金請求等について（依頼）**

日頃より、多摩市の福祉行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和2年3月13日付障発0313第5号及び令和2年5月13日付障発0513第3号にて、令和元年度及び令和2年度の特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業に関する国庫補助が実施される旨の通知が厚生労働省よりあり、東京都においても同事業の実施が決定されました。

このうち、令和元年度分（令和2年3月サービス提供分）の請求に関しまして、多摩市では、令和2年9月16日付で東京都より送付された事務連絡に記載のとおり、下記の方法で実施することとしますので、御対応のほどよろしくお願いいたします。

記

1 請求方法

事業所からの過誤申立て及び再請求によって実施します。

請求の算定にあたっては、別紙「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」による利用者請求額及び補助申請額管理結果票」を使用してください。

- ※ 2月及び3月の利用者負担額が利用者負担上限額と同額だった場合や非課税世帯等で自己負担額がない場合は対応不要となります。
- ※ 3月サービス提供分は、4月以降に実施される代替的支援についての利用者負担額の補助事業は対象外です。
- ※ 本補助事業は、利用者負担及び地方負担に係る追加費用の補助事業であり、事業所の総請求額は変更ない点にご留意ください。

2 実施時期

令和元年度（令和2年3月サービス提供分）について、令和2年10月に各事業所から多摩市に過誤申立てを実施、11月に再請求とします。

3 提出期限

令和2年10月9日（金）

4 提出書類

- (1) 過誤申立書
- (2) 「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」による利用者請求額及び補助申請額管理結果票

5 注意事項

- (1) 本事業は放課後等デイサービスが対象です。児童発達支援事業は補助の対象外です。
- (2) 過誤申立て後は必ず翌月に再請求を行ってください。

6 その他

令和2年度分の請求方法や実施時期については、別途周知します。

7 今後のスケジュール

令和2年度分の請求方法や実施時期については、東京都から通知される予定です。

- ・ 令和2年10月初旬 : 令和2年度分について事業所周知
- ・ 令和2年10月末～11月初旬 : 令和元年度実績報告再確定書類提出締切

【担当】 多摩市役所 健康福祉部
障害福祉課 相談支援担当
電話 042-338-6847（直通）
FAX 042-372-1200
メール f-sodan@city.tama.tokyo.jp